

保 存 活 用 計 画 書

景観資産の名称	丹後の立岩・屏風岩・丹後松島・経ヶ岬の海岸景観
申 請 者	京丹後市、間人こころ実行委員会

代表写真



立
岩



屏
風
岩

1 位置及び範囲

【位置】



京丹後市丹後町

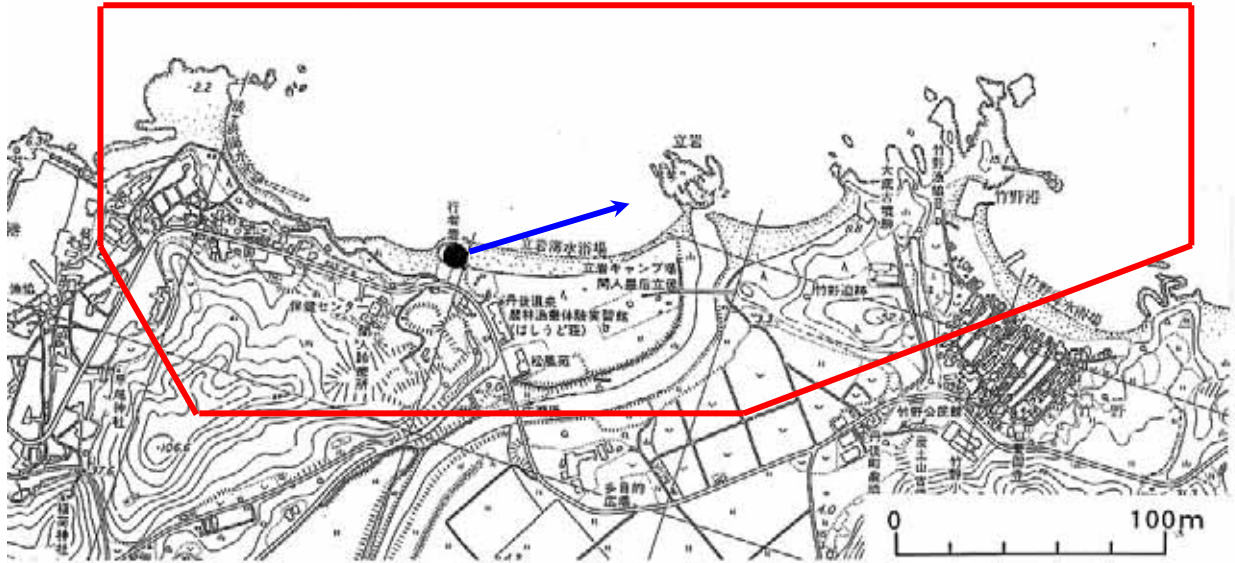
位置図

【登録範囲と範囲設定の考え方】

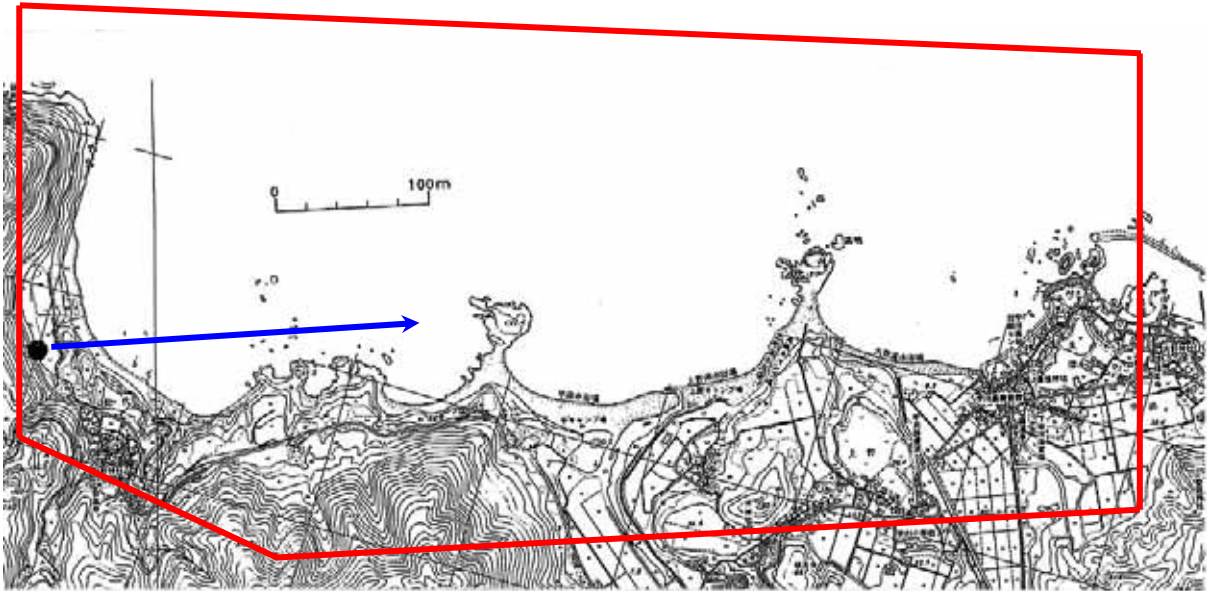
・海岸景観で特に特徴的な視対象である「立岩」、「屏風岩」、「丹後松島」、とともに、重要な視点場である「経ヶ岬」を登録範囲とします。（登録範囲の詳細は別紙）



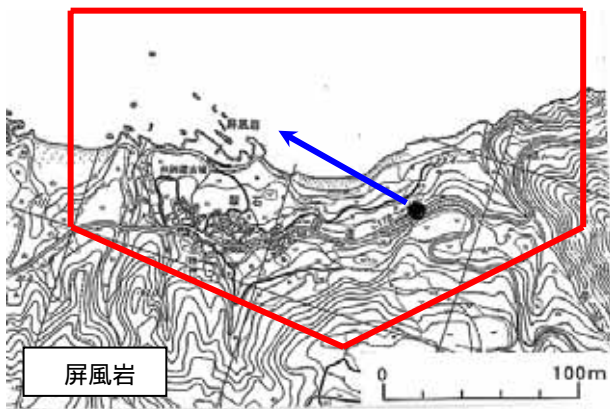
【登録範囲詳細】



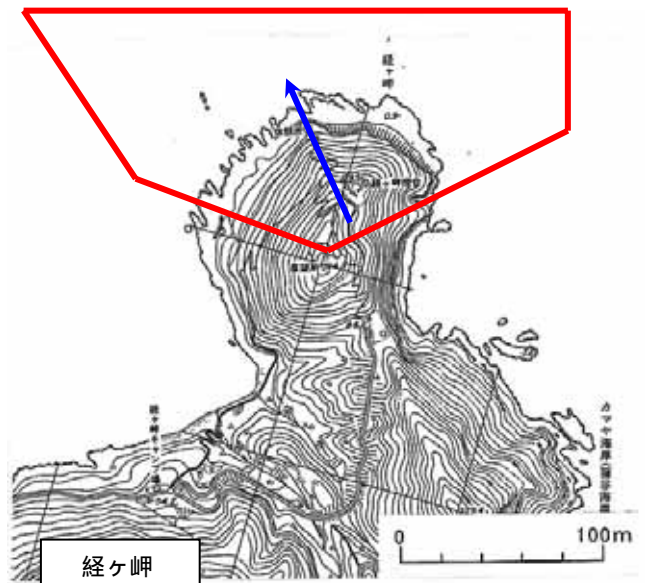
立岩



丹後松島



屏風岩



経ヶ岬

- 凡例
- 代表的な視点場 →
 - 登録範囲 —

2 自然、歴史、文化等からみた特性

景観資産の魅力

- ・「丹後の立岩・屏風岩・丹後松島・経ヶ岬の海岸景観」は、京丹後市北部、日本海側を周遊する国道沿いに連続して位置する「立岩」から「屏風岩」、「丹後松島」、そして「経ヶ岬」から構成され、風光明媚な日本海のリアス式海岸で、国道178号が海面から高い位置にあり、車窓からも美しい風景を見ることができる景勝地である。

自然、歴史、文化的特性

【立岩】

- ・「立岩」(丹後町間人)は、間人の後ヶ浜海岸にある巨大な柱状摂理玄武岩で、周囲が約1kmある。「柱状摂理」とはマグマから固結した火成岩が冷却して体積が小さくなる時の岩石内部に規則的な割れ目(摂理)ができ、その中でも特に玄武岩や安山岩に見られる岩石が、角柱状に割れる現象を指す。用明天皇の第三皇子麻呂子親王(聖徳太子の異母弟)が鬼退治をして、この大岩に封じ込めたとされる伝説が残る。



【屏風岩】

- ・「屏風岩」(丹後町筆石)は、筆石の海蝕崖前面の海面上に直立した石英安山岩からなる孤立し、屏風のような形状をした高さ13mの奇岩で、屏風岩の前後に大小5つの小さな岩が一直線に並んでいて、大地の亀裂の変化を物語っている。



【丹後松島】

- ・「丹後松島」(丹後町此代～中浜)は、此代から中浜にかけての海岸段丘で、入り江を挟むように東西に大きな岩が陸続きで連なっている。日本三景のひとつ「松島」に似ていることから「丹後松島」と呼ばれるようになった。朝日を浴びて浮かぶシルエットは特に美しく、本家の「松島」に勝るとも劣らない。



【経ヶ岬】

- ・「経ヶ岬」(丹後町袖志)は、近畿最北端の地にあり、青い海を背にした白亜の「経ヶ岬灯台」の景観が美しく、地域のシンボルとして地元住民や観光客に親しまれている。



周辺環境との関係

- ・海岸沿い一体は、リアス海岸、海岸段丘や砂浜、海蝕洞等の特異な海岸景観が連続し、その背景には高い山が海岸近くまで迫っており、山々の自然と一体となったたいへん美しい風景が連続して見ることができます。
- ・「経ヶ岬灯台」は、明治31年12月25日に初点灯。以来今日まで1世紀以上、日本海を行き交う船舶の安全を守り続けてきた灯台であり、外観は西洋建築のデザインとし青い海・空と山の緑の中にある純白の経ヶ岬灯台はとても美しい。

3 保存、育成及び創造に関する方針

法律や条例などによる規制

- ・若狭湾国定公園の指定（指定日：昭和30年6月1日）
- ・丹後天橋立大江山国定公園の指定（指定日：平成19年8月3日）

〔指定内容〕

- ・普通地域・・・網野町から東側海岸線
- ・第1種特別地域・・・立岩・丹後松島・経ヶ岬を含む
- ・第2種特別地域・・・網野町から東側海岸線（屏風岩を含む）
- ・第3種特別地域・・・丹後町東側一部

〔規制内容〕

特別区域内の建物・工作物の建設等及び木竹の伐採・植栽等の行為については、許可が必要
普通地域内の指定行為については、30日前までに届出が必要

景観づくりの目標像

- ・自然景観であるため、自然を壊すことの無い様に、また子供たちに永くこの美しい景観を守るべく学習を行なう。

景観づくりの取組

[現状]

- ・奇岩・怪岩を眺めることのできる場所は、駐車場とともにポケットパークが整備されている。
- ・景観を構成する海岸線及び奇岩は、丹後天橋立大江山国定公園として指定され、また、「京都府レッドデータブック」の自然保護対象地域にも指定され、周辺の自然景観と合わせて適切に保存している

[課題]

- ・近年松くい虫や酸性雨による被害が多くなり、山の手入れも行き届かない箇所が増加しているため、景観の悪化が懸念される。
- ・観光客のマナーの悪さが目立つ
タバコの吸殻・ゴミの投げ捨て
案内板の落書き

[解決のためのアイデアや方針]

- ・自然界の仕組みを理解するための学集会などを、子供たちに理解してもらう為のイベント（遠足・ツーデーマーチ等）の実施を行なう。
- ・ごみ箱は設置せず各自持ち帰っていただくよう啓発する。
- ・できる限り視点場及び周辺を清潔に保ち、マナー違反をしにくくする。

4 活用に関する方針

景観を活かしたまちづくり活動

[現状]

- ・本地区は、すでに本市を代表する景勝地として、全国から多くの観光客が訪れる観光スポットとなっている。
- ・「立岩」は平成19年から地元の有志が立ち上げた「間人（はしうど）こころプロジェクト委員会」が主催となり、丹後町観光協会、大阪の芸術学部大学生、民間会社が共同で「立岩」のライトアップを行い、多数の灯籠に火を灯し、日中の景観とは異なった「立岩」の幻想的な景観を写しだし、多くのかたに感動を与え、この活動で得た収益金は丹後町自然環境保全に利用することとする取組を実施している。
- ・「経ヶ岬灯台」では舞鶴海上保安部が主催し、京丹後市が共催となり、灯台の一般公開を行っており、灯台から見る日本海は改めて地球が丸いことが分かる景色を体験できます。

[課題]

- ・京丹後市を訪れる観光客の入込み数が減少傾向にあり、今後も優れた自然景観資産を活かし、それらを保全しつつ全国から訪れる多くの観光客に、満足してもらえるためのアイデアを提案することが課題となります。

[景観を活かしたまちづくり活動のアイデアや方針]

- ・今後は、より一層市民や観光客に親しまれるスポットとなるよう、地域と市の連携による周辺の清掃活動、関連イベントの開催、視点場の整備、ボランティアガイドによる案内事業などに取り組み、より一層、市の観光振興に役立てることが必要です。
- ・丹後の食材は豊富で、新鮮な魚介類は種類も多く、水のきれいな場所で採れる米や野菜等々を活用した新しいメニュー開発、また古くから伝わる伝統的な料理の掘り起こしを行い、市内からも行き来が活発になることを目指した取組を行なう。

5 その他特記事項

- ・特になし

参考資料

提案団体の概要

組織名称

- ・間人こころ実行委員会

設立日、主たる事務所等の所在地、会員数

- ・【設立日】平成19年7月設立（認可）
- ・【事務所所在地】京丹後市丹後町間人2624番地
丹後町観光協会内
- ・【会員数】17人（平成19年10月現在）

設立目的

- ・「子供たちの明るい未来の創造」を実現するために、丹後町の身近な素晴らしい大自然や、地域の文化・歴史・温かい人情を大人たちが認識し、誇りを持ち、守り、磨き、その「誇り」を子供たちへ継承する。

主な実施事業

- ・「街路灯籠」（古いまちなみを街路灯籠を灯す）
- ・「立岩ライトアップ」・・・浜辺の清掃活動含む
- ・「こころ灯籠流し」（竹野川に灯籠を浮かべ家族や大切な人・もの・ことへの思いを灯籠に託す）

景観資産の登録範囲における貴団体の活動対象範囲

- ・京丹後市丹後町地内

景観資産の登録範囲における貴団体の活動内容

- ・漂着物の除去
- ・浜辺の清掃活動
- ・イベントを通じた「丹後町の誇り」を子供たちに継承する活動

登録範囲における景観に関する規制誘導事項のまとめ

都市計画関連

- ・都市計画区域外

農林水産関連

- ・特に指定なし

公園法関連

- ・丹後天橋立大江山国定公園（H19.8.3指定）の指定区域内
 - ・第1種特別地域・・・立岩・丹後松島・経ヶ岬を含む
 - ・第2種特別地域・・・網野町から東側海岸線（屏風岩を含む）
 - ・第3種特別地域・・・丹後町東側一部
- ・普通地域